

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q

通勤中、スマートフォンが原因で乗客とけんかとなり負傷した場合、通勤災害となるか

当社の若手社員が、通勤中、混雑した電車内でスマートフォンでの動画の閲覧に夢中になり、乗降客の邪魔になっていることをある乗客に厳しく注意され、そのことをきっかけにけんかになりました。その乗客に電車から引きずり降ろされた際に、蹴飛ばされて足を打撲したとのこと。このような場合は通勤災害となるのでしょうか。

(福岡県 F社)

A

「けんか」として争いに発展する場合は、通勤との因果関係が低いとみなされ、通勤災害と認定される可能性は低いが、相手からの一方的な言い掛かりや、それに対する正当防衛である場合は、通勤災害と認められる可能性もある

回答者 齊藤未央子 さいとう みおこ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 通勤災害とは

労災保険では、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」について、通勤災害として補償の対象としています（労災保険法7条1項2号）。ここでいう通勤とは、「労働者が、就業に関し次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする」とされています（同法7条2項）。

- ① 住居と就業の場所との間の往復
 - ② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動⇒2カ所以上の会社で働く場合に、一つ目の会社から二つ目の会社への移動
 - ③ ①に掲げる往復に先行し、または後続する住居間の移動⇒単身赴任等により、自宅と居所が異なる場合に、自宅と居所間の移動
- 上記のとおり、発生する災害が通勤途上でなければ通勤災害の対象とは認められないため、寄り

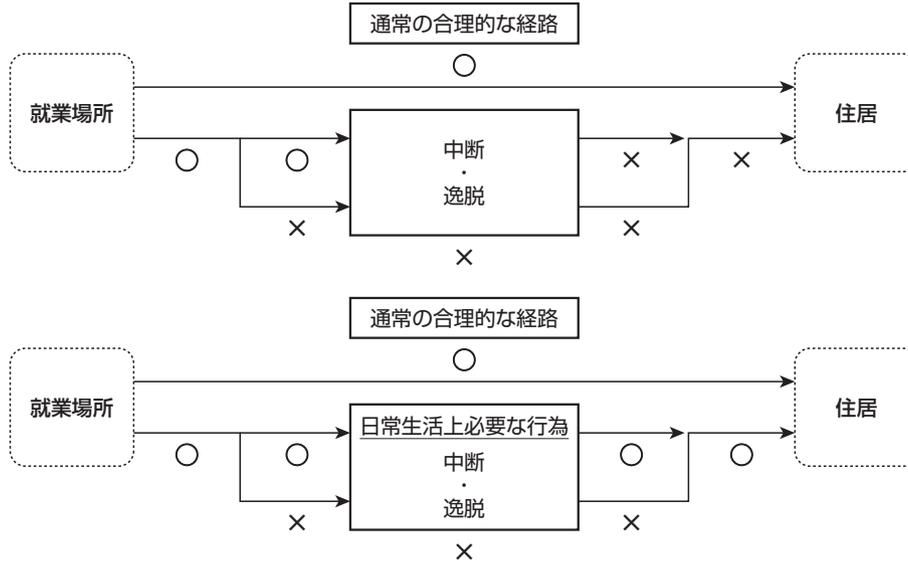
道をするなど、合理的な経路および方法から逸れ、通勤経路の逸脱や中断をした場合は、その間およびその後の移動に関して「通勤」とは認められません[図表]。ただし、日用品の買い物等、日常生活上必要な行為であり、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由の場合は、例外として認められます（この場合でも、逸脱や中断の間は通勤とは認められません）。

なお、「厚生労働省令で定めるやむを得ない事由の場合」とは、以下のものをいいます（労災保険法施行規則8条）。

- ① 日用品の購入や、これに準ずる行為
- ② 職業訓練や学校教育、その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③ 選挙権の行使や、これに準ずる行為
- ④ 病院や診療所において診察や治療を受けること、その他これに準ずる行為

【図表】 通勤の合理的な経路

○：通勤として認められるもの ×：通勤として認められないもの



⑤要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の介護

2. 通勤との因果関係について

このように、通勤災害として認められるには通勤経路上における条件を満たしていることが前提となりますが、このほかにも一つ「通勤と相当因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したこと」であることが条件となります（昭48.11.22 基発644、最終改正：平28.12.28 基発1228第1）。

具体的には、自動車にひかれた場合や駅の階段から転落した場合などが挙げられ、これらは通常通勤途上に起こり得る危険として考えることができます。しかし、自殺の場合や自身の故意によって生じた災害、怨恨によってけんかをした場合は、通勤をしていることが原因となって発生した災害ではないため、通勤との因果関係は認められないとされています。

また、けんかによる負傷は、自分で招いた結果とも考えられ「他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因し

ないものを除き、通勤によるものと推定する」とされています（平21.7.23 基発0723第12）。

一般的には、相手からの言葉や暴力に対して応答し、争いになる時点でけんかみなされ、単なる正当防衛や相手からの一方的な言葉や暴力に対するの応答が冷静な対応であれば、けんかとはみなされないと考えられます。

3. ご質問のケース

ご質問のケースにおいては、「けんか」に発展した結果負傷したことになりますから、たとえきっかけが第三者側からであったとしても、それに応答し、争い、けんかに発展した時点で「私的怨恨に基づくもの」または「自招行為によるもの」とみなされることが考えられます。よって、今回のケースでは通勤途上ではあるものの、通勤との因果関係が低いため、通勤災害として認定される可能性は低いことが考えられます。

ただし、第三者から見てけんかに見えたとしても、それが正当防衛や相手からの一方的な暴力の場合はけんかとはみなされず、場合によっては通勤災害として認定される可能性も考えられるでしょう。